

鳥取県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月25日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------------------|---------------|------------|---------|
| 株式会社ソルヘム | 小規模デイサービス陽だまりの家かわはらはうす | 鳥取市河原町布袋189-2 | 平成22年5月17日 | 通所介護 |